

8. 教育普及制度

(1) 小学校、中学校の義務教育の課程で、栄養科学等に基づく最新の食の効能に関する知見を教育する規定を本法案に盛り込む。

児童、生徒に対しては、学校教育の場において食の効能に関する知識を教科書レベルで教育することにより、日常の食事において食の効能活用の大切さを習得させる。

(2) 消費者に対する食の効能教育に関しては、事業者に商品の説明責任を義務化することにより、消費者啓発を行う。

一般消費者に対する食の効能教育に関しては、商品を展開する事業者の商品説明責任を義務化することにより、当該商品の効能に関する科学的な根拠やメカニズムをマスメディアを通じて周知する。これにより、事業者サイドからの情報提供が可能となり、食の効能に関する消費者啓発が推進される。

9. 研究奨励・助成制度

各大学、その他の研究機関が、食の効能に関する研究を行う場合には、予算の範囲内で研究助成を受けることができる。この場合の研究機関及び助成額の決定は食の効能評価委員会(仮称)が行う。

大学、その他の研究機関が、食の効能に関する研究を積極的に実施できるよう、また、その成果が社会に還元できるよう有効な助成制度を創設する。

10. 資格制度

(1) 強調表示を行った商品を販売する事業者は、当該商品の管理、説明等を行うための責任者を置かなければならない。この場合の責任者(仮称)は、所定の研修会・講習会等を終了した者でなければならない。

強調表示(疾病予防表示及び疾病改善表示を除く。)を行った商品の管理、消費者に対する正確な説明等を行わせるため、事業所ごとに責任者を設置することを義務化する。この場合の資格は、短期間の研修会・講習会等を受講すれば比較的簡単に取得できるものとする。

(2) 疾病の予防表示及び疾病の改善表示を行った商品を製造、販売する事業者は、当該商品の企画、管理、説明及び消費者啓発を行うための管理者を置かなければならない。この場合の管理者(仮称)の資格要件等は別に定める。

疾病予防及び疾病改善の表示等は、消費者に与える影響が大きいので、表示、宣伝、広告等を自主的に管理し、厳正に消費者啓発を行わせるため、事業所ごとに管理者を設置することを義務化する。管理者の資格は、大学の専門課程卒業者又は同程度の学力を有する者及び国が指定した養成施設において所定の課程を修了した者等とする。

11. 産業振興対策

疾病の予防又は改善に資す商品の製造、販売等にかかる事業者に対し、消費税の免除又は軽減措置、固定資産税の免除又は軽減措置等の優遇税制を適用する。また、疾病の予防又は改善に資す商品の開発、製造等に関し、必要な助成制度を設けるものとする。

食の効能を活用して生活習慣病等の予防改善を図るために、消費者が選択できるよう市場に多くの商品が流通している必要がある。このため、商品の開発、製造等に対し必要な助成制度を創設し、優遇税制を適用してこの分野の産業の積極的な振興を図ることとする。また、消費の需要拡大を図るため消費税の免除又は軽減を実施する。

12. その他の事項

(1) 公衆衛生の見地と食の効能

現行食品衛生法における「公衆衛生の見地」の解釈と本法案における「食の効能」の評価、判定に関し調整する必要が生じた場合は、両者協議して決定する規定を設ける。

「食の効能」と「公衆衛生の見地」の解釈は極めて近い立場にあることから、食品の安全性に名を借りた取締行政の恣意的な解釈を防ぐため、両者が協議して社会的必要性から判断することが必要である。

(2) 大学教育制度

大学の医学及び栄養学の教育課程に栄養科学、栄養生理学等の食の効能に関する課程を履修できるよう、本法案の作成に連動して大学教育履修課程の見直しを検討する。

現在、大学の医学部におけるカリキュラムに栄養科学、栄養生理学等の食の効能に関する課程は含まれていない。また、栄養学部のカリキュラムに高度な栄養科学、栄養生理学等の食の効能に関する教育は十分ではない。従って、これらの大学教育について、国民の生活習慣病の予防、改善対策の一環として見直しを検討することが必要である。

(3) 医療保険制度

各種疾病に対し有効な食品を適正に摂取することにより、生活習慣病等の疾病的予防さらに改善が可能となることから、未病者に対する医療が実施できるよう本法案の作成に連動して医療保険制度等の見直しを検討する。

現在、医療費については医療保険制度によりその費用の一部がカバーされているが、健康維持費用や疾病の予防費用については、全額個人負担によっている。これらの費用も検証可能なものについては、申告等により健康保険でカバーし、併せて、健康維持や疾病的予防も一定の条件下で医療行為として認定する制度を創設することが必要となっている。

〔「食の効能普及全国会議」理事会及び「食と健康政治連盟」幹事会の合同会議において合意した法案骨子 (平成14年10月30日作成)〕